

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月23日

【会社名】 アイフル株式会社

【英訳名】 AIFUL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 吉孝

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1

【電話番号】 075(201)2000（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理本部長・総務部・審査部・コンプライアンス部・情報システム部担当 涌田 暢之

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1

【電話番号】 075(201)2000（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理本部長・総務部・審査部・コンプライアンス部・情報システム部担当 涌田 暢之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,613,148,000円
(注) 1. 本募集は、平成25年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、新株予約権をストック・オプションとしての目的で発行することから無償で発行するものいたします。また本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年4月26日に提出の有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アイフル株式会社 東京支社
(東京都港区芝二丁目31番19号)
アイフル株式会社 船橋支店
(千葉県船橋市本町四丁目41番19号)
アイフル株式会社 大宮西口支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26)
アイフル株式会社 横浜西口支店
(横浜市西区北幸一丁目8-2)
アイフル株式会社 金山支店
(名古屋市中区金山四丁目6番2号)
アイフル株式会社 梅田支店
(大阪市北区梅田一丁目2番2-100号)
アイフル株式会社 三宮駅前支店
(神戸市中央区北長狭通一丁目2-2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月26日付で提出した有価証券届出書及び平成25年5月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年5月23日に関東財務局長に臨時報告書を提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

平成24年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

平成24年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）

平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年7月11日関東財務局長に提出

（訂正後）

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）
平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月23日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年7月11日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出以後、本有価証券届出書提出日（平成25年4月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項はありません。

（訂正後）

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項はありません。